

郵便事業株式会社の国際物流業務について

平成21年12月11日

社団法人航空貨物運送協会

標記につきまして、下記のとおり意見を提出させていただきますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

記

1 郵便事業株式会社の国際物流業務について厳格な監視をお願い申し上げます。

昨年、郵便事業株式会社に対し国際物流業務が認められましたが、今後の同社による国際物流業務の展開に当たりましては、民間事業者とのイコール・フッティングが確実に確保されるよう、厳格な監視を行っていただくようお願い申し上げます。

2 EMS (国際スピード郵便)は、民間の国際物流事業と完全に競合しておりますので、民間事業者とのイコール・フッティングを確保していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

現在郵便事業株式会社が郵便事業として行っているEMS (国際スピード郵便)は、実態として民間の国際物流事業と完全に競合しておりますので、実質的に同社の国際物流業務としてとらえられるべきものと考えます。

しかしながら、現行においては、EMSは、通関手続き、税金等の面で、民間よりも圧倒的に有利な条件の下で展開されており、民間事業者は経営上大きく圧迫を受けている現状にあります。

つきましては、公正な競争の促進による国民の利便性の向上を図るため、民間の国際物流事業とのイコール・フッティングを確保していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。